

熊本県公報

第 1 1 5 7 0 号
平成 19 年 7 月 4 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

○ 告示		
○ 保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○ 精神保健福祉法に基づく特定病院の認定	(障害者支援総室)	1
○ 県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課)	2
○ " " " " " "	(" " " " " ")	2
○ " " " " " "	(" " " " " ")	2
○ " " " " " "	(" " " " " ")	2
○ " " " " " "	(" " " " " ")	3
○ " " " " " "	(" " " " " ")	3
○ 交通取締用車 (3000cc クラス・セダン型) の一般競争入札の実施	(管理調達課)	3
○ 無線警ら車 (2500cc クラス・セダン型) の一般競争入札の実施	(" " " ")	6
○ 道路の位置指定の変更	(建築課)	8
○ 平成 19 年就業構造基本調査報償品の調達に係る一般競争入札の実施	(統計調査課)	8
○ 参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙長の事務を行う場所の変更	(選挙管理委員会)	11
○ 平成 19 年度第 1 回熊本県医療審議会の開催	(医療政策総室)	11

告 示

熊本県告示第 594 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町柚木字井川迫 1526 の 1、1526 の 2、1527 から 1531 まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井川迫 1526 の 1・1526 の 2・1527 から 1529 まで・1531 (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 595 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 22 条の 4 第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定に基づく特定病院として、次のとおり認定した。
平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病 院 名	管理者名	所 在 地	認 定 期 間
医療法人	菊陽病院	和田 冬樹	菊池郡菊陽町原水 5587	平成 19 年 6 月 25 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで

公 告

熊本県公告第 589 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（田代工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営苓北二期地区（田代工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 7 月 5 日から平成 19 年 8 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 590 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（御手洗農道工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営苓北二期地区（御手洗農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 7 月 5 日から平成 19 年 8 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 591 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（船場農道工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営苓北二期地区（船場農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 7 月 5 日から平成 19 年 8 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 592 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（椎葉農道工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営苓北二期地区（椎葉農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

- し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 7 月 5 日から平成 19 年 8 月 2 日まで
 - 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 593 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（徳道農道工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営苓北二期地区（徳道農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 7 月 5 日から平成 19 年 8 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 594 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（野分農道工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営苓北二期地区（野分農道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 7 月 5 日から平成 19 年 8 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 595 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
交通取締用車（3000cc クラス・セダン型） 3 台
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成 19 年 12 月 25 日（火）
 - (4) 納入場所
熊本県警察本部警務課（装備係）
 - (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
 - (6) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

- 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者においては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者においては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部警務課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年7月4日（水）から平成19年7月13日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2の(5)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成19年7月4日（水）から平成19年7月20日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2の(5)を証明する書類（仕様適合証明書）
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2580 (ダイヤルイン)

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成19年7月4日(水)から平成19年7月20日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 交付場所

5に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時・場所

ア 電子入札システムによる入札

4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。

入札書受付締切日時 平成19年7月26日(木)午後4時

イ 紙入札方式による入札

日時 平成19年7月27日(金)午前10時から

場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)

ウ 開札の日時及び場所

上記(イ)に同じ。

(4) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式の場合

6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年7月26日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

7 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札

イ 委任状を提出しない代理人が行った入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ くじ番号の記入のない入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札

コ 二以上の意思表示を行った入札

サ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(6) 最低制限価格

- 設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
ウ 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 596 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
無線警ら車 (2500cc クラス・セダン型) 2 台
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 12 月 25 日 (火)
- (4) 納入場所
熊本県警察本部警務課 (装備係)
- (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続 (入札書の提出から落札者の決定まで) を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札 (物品調達・業務委託契約等) 運用基準 (以下「運用基準」という。) の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続 (以下「紙入札方式」という。) によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
- (6) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の (3) 記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部警務課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年7月4日(水)から平成19年7月13日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2の(5)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
 - (1) 提出期間
平成19年7月4日(水)から平成19年7月20日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載する場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 - (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2の(5)を証明する書類(仕様適合証明書)
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年7月4日(水)から平成19年7月20日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。
入札書受付締切日時 平成19年7月26日(木)午後4時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成19年7月27日(金)午後2時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
ウ 開札の日時及び場所
上記(イ)に同じ。
 - (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年7月26日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ くじ番号の記入のない入札
ク 明らかに連合によると認められる入札
ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
コ 二以上の意思表示を行った入札
サ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 597 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により行った平成 6 年 2 月 4 日熊本県公告第 80 号の道路位置指定は、次のとおり変更したので、公告する。
平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 荒尾市本井手 1333 番地
- 2 築造者の氏名 長田紀己子
- 3 道路の位置 荒尾市本井手字櫛畑 658 番 4、同 658 番 14 及び同 659 番 9
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 35.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 6 月 19 日
- 7 指定番号 玉名景建第 12 号

熊本県公告第 598 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 19 年 7 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
エクセルキッチンハサミ のし紙付き 9,408 個

- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期間
契約の日から平成 19 年 8 月 24 日まで
- (4) 納入場所
県内 46 市町村
- (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「物品（7）雑貨類①記念品・贈答品」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
 - (3) 平成 19 年就業構造基本調査の報償品売買取約書（以下「契約書」という。）及び仕様書に定める義務を遅滞なく遂行できる者であること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、4 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 7 月 4 日（水）から平成 19 年 7 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 7 月 4 日（水）から平成 19 年 7 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部統計調査課教育労働班（県庁行政棟本館 6 階）
郵便番号 862-8570
住所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 3607
ダイヤルイン 096-333-2179

- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
入札日の前日までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 7 月 18 日（水） 午前 10 時から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 7 階 701 会議室
- (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を入札日の前日までに提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 二以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者から契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ

れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 46 号

平成 19 年 7 月 28 日に任期満了することを伴い執行する参議院熊本県選出議員通常選挙に係る選挙長の事務を行う場所を、次のとおり変更する。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

変更後	熊本県選挙管理委員会事務局（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号） ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までは県庁新館多目的 AV 会議室、午前 9 時 30 分から午後 5 時までは熊本県庁内熊本県選挙管理委員会室の選挙長の定める場所で行う。
変更前	熊本県選挙管理委員会事務局（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号） ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、県庁新館多目的 AV 会議室の選挙長の定める場所で行う。

熊本県医療審議会公告第 2 号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 7 月 4 日

熊本県医療審議会会長 北野 邦俊

- 1 開催日時
平成 19 年 7 月 13 日（金）
午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
 - 1 議案
 - (1) 医療法人の設立認可及び解散認可について
 - (2) 平成 18 年度医療提供体制推進事業費補助金の事業計画の事後的評価評価書について
 - 2 その他
医療審議会医療法人部会委員の指名について
 - 3 報告事項
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話 096-333-2205）

